

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第13回総会 議事録

■日時 令和5年3月22日（水）午前11時00分～午前11時16分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (3 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	豊洲新市場建設事業（千客万来施設の 工事の施行中その3）	令和5年2月6日
2 変 更 届	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和5年1月31日
	（仮称）品川駅北周辺地区 1 街区、2 街区、3 街区、4 街区開発事業	令和5年1月31日
	豊洲新市場建設事業	令和5年2月6日
	一般国道 16 号（昭島市拝島町～福生市 熊川間）拡幅事業	令和5年2月9日
	北清掃工場建替事業	令和5年2月10日
3 着 工 届 （ 事 後 調 査 計 画 書 ）	北清掃工場建替事業	令和5年2月10日
4 廃 止 届	（仮称）八王子インター北 SC 建設事業	令和5年3月9日

令和4年度「東京都環境影響評価審査会」第13回総会
速 記 録

令和5年3月22日（水）

Webによるオンライン会議

(午前 11 時 00 分開会)

○椿野アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。
本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただきありがとうございます。
それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から御報告申し上げます。
現在、委員 21 名のうち、20 名¹の御出席をいただいております、定足数を満たしております。
これより令和 4 年度第 13 回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。
なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみ
となっております。
それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入室)

○椿野アセスメント担当課長 傍聴人、入场されました。
○柳会長 ただいまから、令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」第 13 回総会を開催
いたします。
本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件と受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、次第 1 の「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案の答
申に係る審議を行います。
この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について、
齋藤第一部長から報告を受けることといたします。
それでは、齋藤第一部長、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部長 はい、それでは、齋藤から報告をさせていただきます。資料 1 を御覧く
ださい。
初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。
○椿野アセスメント担当課長 はい。それでは、事務局から朗読させていただきます。資料
1 を御覧ください。

令和 5 年 3 月 22 日

¹ この後、委員 1 名が途中出席し、21 名の出席となった。

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤 利晃

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年9月27日に「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表を御覧ください。

一番下の※印のところですが、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかったものとなっております。

別紙にお戻りください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における最大値については、規制基準を満たすものの概ね同値であり、かつ、その出現地点は医療施設等に近接する西側境界付近であること

から、騒音・振動の影響が懸念されるため、環境保全のための措置を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置を検討し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

以上となります。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、昭島市武蔵野に位置する「日本電子昭島製作所」の既存工場群の一部建替えを行うもので、主な計画建築物として工場棟2棟、倉庫、展示場などを兼ねた工場棟1棟を建設する計画で、最高高さは約44mを計画しています。

対象事業の種類は「工場の設置」になります。

本評価書案は、令和4年9月27日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係市長である昭島市長から意見が提出されています。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されています。

なお、都民の意見を聴く会については、都民からの意見書の提出がなかったため、開催いたしませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に答申案の内容について説明いたします。

【騒音・振動】の意見です。

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測では、規制基準と概ね同値となっております。また、その出現地点は、計画地西側敷地境界と予測され、その付近には医療施設等が近接しております。そのため、環境保全措置の徹底を求めるとともに、更なる環境保全措置を検討し、騒音・振動の低減に努めることを求めることといたします。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○椿野アセスメント担当課長 はい。答申書を読み上げさせていただきます。

4 東環審第 61 号

令和 5 年 3 月 22 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案について（答申）

令和 4 年 9 月 27 日付 4 環総政第 390 号（諮問第 536 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読しました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から説明をお願いいたします。

○椿野アセスメント担当課長 はい、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 2 を御覧ください。

3月の受理報告は、事後調査報告書1件、変更届が5件、着工届（事後調査報告書）が1件、廃止届が1件となっております。

案件につきましては画面を御覧ください。2月の受理報告に係る助言事項一覧事業者回答についてはございません。

3月の受理報告に係る助言事項一覧は、資料の7ページとなります。

資料の7ページを御覧ください。

「北清掃工場建替工事」につきましては、騒音・振動の項目で、委員から助言事項の御提案をいただいたところです。

受理関係の報告は以上となります。

○柳会長 それでは、3月の受理報告案件について、助言をされました委員の方からのコメント等をお願いします。

それでは、3月は廣江委員が1点のみということになっております。廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 はい。ここにありますとおり、北清掃工場建替工事に係る私の助言は1点です。

騒音・振動は、その変更に伴い稼働する機械の台数であるとか、導入される車両の台数の変化がなければ、特に指摘をすることは無いのですが、資料をかいつまんでみますと、「く体・プラント工事」が追加されている年限について細かく見たところ、変更前後でこの台数の変化がなかったというところに、少し疑問を感じまして、質問をさせていただきました。

これが解決すれば、特に私から申し上げることはございません。

○柳会長 ありがとうございます。

他の委員から何かコメント等はございますでしょうか。

特にないようですので、それでは、廣江委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とするということによろしいでしょうか。

はい。それでは、審議会からの助言事項といたします。

事業者へ伝え、次回の審議会での事業者の回答の報告をお願いいたします。

受理報告については以上で終わります。

そのほかに何かございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。

皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 16 分閉会)